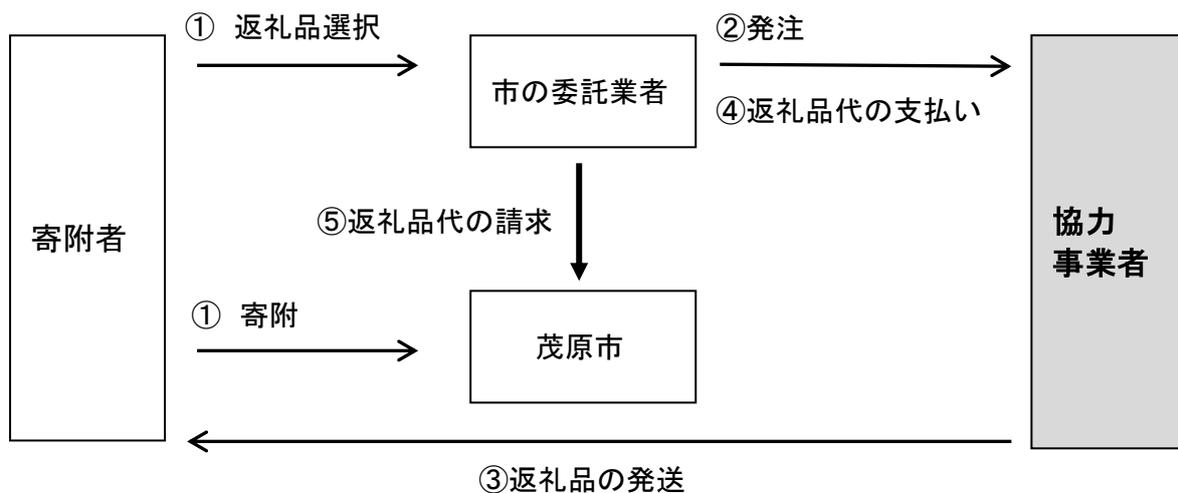


「ふるさと茂原まちづくり応援寄附」協力事業者募集要領

1 趣旨

茂原市では、ふるさと茂原まちづくり応援寄附（以下「ふるさと納税」）の推進により、本市の魅力発信、地元特産品等のPR、地域経済の活性化及び関係人口の拡大を図ることを目的として、市外在住の寄附者に対し返礼品として贈呈する商品やサービスを提供していただける法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」）を募集します。

2 事業の流れ



3 募集の要件

(1) 協力事業者の要件

次の①から⑤までの要件を全て満たすものとします。

- ①市内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる法人、団体または個人事業者であること。
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。
- ④各法規に則った生産・製造・サービスの提供等を行っていること。
- ⑤法令に基づき、個人情報の取扱いを厳重に行えること。

(2) 返礼品の要件

次の①から④までの要件を全て満たすものとします。

- ①市内で生産、製造、加工、サービスの提供のいずれかがなされていること。
- ②市の魅力発信に資する商品であること（施設利用券、体験等を含みます）。
- ③品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、製品の性質上期間限定・数量限定で供給可能であるものについてはこの限りではありません。

④食品に関しては、商品到着後一定期間の賞味期限が保証されるもの。

※上記要件に該当する場合であっても、審査の結果不承認となる場合があります。

(3) 返礼品の価格

寄附金額の3割以内（下表の価格を目安としてください）。

	返礼品の価格（税込、送料別）	寄附金額
①	3,000円以下	10,000円
②	6,000円以下	20,000円
③	9,000円以下	30,000円
④	12,000円以下	40,000円
⑤	15,000円以下	50,000円

※上記は一例です。詳細は個別にご相談ください。

4 募集期間

随時募集しています。

5 申込方法

窓口へ直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかにより、以下のとおり提出してください。

【提出書類】

- ① 「ふるさと茂原まちづくり応援寄附」協力事業者申込書（様式第1号）
- ② 返礼品の概要説明資料（パンフレット等でも可）

【提出先】

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地
茂原市役所総合企画部企画政策課（4階）
電話：0475-20-1516（直通）
FAX：0475-20-1602
Eメール：kikaku@city.mobara.chiba.jp

6 選考

申込後、市において当該要領に基づき、ふるさと納税の返礼品として適切であるか、申込内容を総合的に審査し、選考します。選考結果については「『ふるさと茂原まちづくり応援寄附』協力事業者承認（不承認）通知書（様式第2号）」により、申込者に通知します。

7 発送、納品及び支払

返礼品の発送及び納品は、協力事業者が行います。協力事業者は、市の業務委託業者

の発注を受け、市の委託業者の指定した方法にて商品を発送します。

その後、市の委託業者から返礼品代金の支払を受けます。その際、請求は不要です。

8 協力事業者のメリット

- (1) 返礼品がふるさと納税ポータルサイトに掲載されることで、商品および企業等のPRができます。
- (2) 寄附者への返礼品発送にあたって、自社商品のパンフレット等を同封できます。

9 個人情報の保護

- (1) 本事業によって取得した個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法を遵守していただきます。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品に同封したパンフレット等により、改めて寄附者から協力事業者へ商品の申込み等があった場合は除きます。

10 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、登録した事業者または返礼品の内容に変更がある場合には、「ふるさと茂原まちづくり応援寄附」協力事業者変更申請書（様式第3号）により市へ申請し、「『ふるさと茂原まちづくり応援寄附』協力事業者変更申請承認（不承認）通知書（様式第4号）」によって市から承認（不承認）を受けるものとします。
- (2) 協力事業者は、返礼品の品質等について寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるとともに、その内容について市へ報告することとします。また、品質等による補償やクレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (3) 協力事業者は、返礼品に関する発送の遅延、発送過程における事故および販売中止等の問題が発生した場合には、速やかに市または市からの業務委託業者へ報告するものとします。
- (4) 申込み内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には、当該協力事業者及び返礼品の登録を中止します。
- (5) 市は、返礼品として登録された協力事業者または返礼品が本要領3に定める要件に適合しなくなった場合は、返礼品及び事業者の登録を中止することがあります。